

四万十町教育委員会会議録（令和3年3月定例会）

1. 日 時 令和3年3月9日（火）午前9：00～午前10：30

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長	山脇光章				
教育委員	横山順一	坂本維子	石崎豊史	佐々倉愛	
事務局	教育次長	浜田章克			
	生涯学習課	課長	林 瑞穂	主任	森本大貴
	学校教育課	課長	西谷典生	副課長	東 孝典
		係長	小島由美		
	教育研究所	所長	岡 澄子		

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

（1）開会

（2）教育長あいさつ

（3）会議録署名委員の指名（坂本委員）

（4）議題

- ①認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）
- ②議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ● ●）
- ③議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ● ●）
- ④議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）
- ⑤議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑥議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）
- ⑦議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑧議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑨議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ● ●●）
- ⑩議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）
- ⑪議案第10号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑫議案第11号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑬議案第12号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑭議案第13号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑮議案第14号 四万十町教職員住宅条例の改正について
- ⑯議案第15号 四万十町教育委員会公印規則の改正について
- ⑰議案第16号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について
- ⑱議案第17号 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の改正について
- ⑲議案第18号 令和2年度教育委員会関係3月補正予算案について

- ②議案第19号 令和3年度教育委員会関係当初予算案について
- ②議案第20号 令和3年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について
- ②議案第21号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について
- ②議案第22号 令和3年度教育委員会会計年度任用職員の任用について
- ②議案第23号 令和3年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について
- ②議案第24号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

- ①令和2年度 高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果について
- ②四万十町立小中学校の学校歯科医及び学校薬剤師について
- ③校区外就学にかかる部活動状況報告について

(7) その他

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和3年3月教育委員会定例会を開催します。

早速、議題に入っていきたいと思います。承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）、説明する。）

教育長 : 承認第1号について説明を申し上げました。先ほども次長申し上げました、既に住所が動いておりますが、書類が整った3月3日に専決をさせていただいた案件です。このことについて、何かございませんでしょうか。

それでは、承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学申請の承認）、はご承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第1号から13号までについても指定校区外就学申請の取扱いについてです。兄弟児等もありますので、合わせて説明をさせていただく案件もあります。

その点は、ご了承いただきたいと思います。

議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ● ●）、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ● ●）、議案第1号及び議案第2号について審議をしていただきたいと思います。この2件について事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ● ●）、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ● ●）、説明する。）

教育長 : まず、議案第1号についてですが、転居の日はいつですか。

小島学校教育係長： まだ、していません。3月中にということで、いつになるかを聞きましたがまだわからないとの事でした。

教育長： 住所移転が3月中ということで申請が上がってるということですね。

小島学校教育係長： 春休みに入るかもしれませんし、学校がある間に転居するかもしれないということでした。

教育長： 今月中の転居予定ということで申請が上がっています。議案第1号と議案第2号にも関係する分ですが、この件について質疑等あればお願いをいたします。

浜田教育次長： 転居の日が未確定ということで、もしかしたら4月になる可能性もないこともないのではないかと思います。その場合は、今回、これでご承認をいただいて、4月になった場合は、改めて申請を出していただいて、専決をさせていただきたいと思っています。内容は、同じで出てくると思いますので、よろしくお願いします。

教育長： 転居日がまだ未確定なところもあります。本人は3月中の転居、住民票の転居ということで申請が上がっています。

その他、何かございませんでしょうか。

横山委員： ●●●●番地、ここはすぐに住めるような状況にありますか。

小島学校教育係長： 祖母の●●●●さんは、世帯状況の一番下にありますが、今現在、●●●●番地に住んでいます。

佐々倉委員： 同居する感じになるんですね。

小島学校教育係長： ●●●●さんのところに行かれるということです。

佐々倉委員： 合わせて確認というか、細くなるんですが、●●●●小と●●●●小だと、そんなに、お母さんの仕事の場所は●●●●なので、●●●●小で何かあっても、すぐに駆け付けられないというわけではないと思います。でも、理由としては留守家庭になっているので、お母さんの意向としては、そのことよりも多分、本人の意向というほうが強いのかなと思います。そこはどうなんですかというわけではないんですが、だいたい事由と基準が、ずれてる感じはあるのかなと思いました。これで、もし●●●●は、放課後子ども教室がないとかなら留守家庭ということでもいいと思います。

浜田教育次長： その他の事情と留守家庭を合わせた理由にはなと思うのですが、申請の理由はただ、明確に基準がある留守家庭を適用して認めたいということです。

佐々倉委員： 委員会として、そっちのほうかということですか。

浜田教育次長： 教育委員会として、その他の事情も認める理由に入れる必要があるということなら入れて、本人のほうには通知をさせていただくことも出来ます。

佐々倉委員： ●●●●小にいてももらったほうがいいのかと思うので、いずれ合併になったら、6年生のときに多分、一緒になるのでつなぎ役になれるのかと思いました。

教育長： 新住所が●●●●になります。が、児童本人の希望を汲んでだとは思いますが、他ございませんでしょうか。

それでは、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、は申請どおり決定してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、令和3年度分についても申請のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて
(申請者 ●● ●)、説明する。)

教育長 : 議案第3号についてご説明をさせていただきました。現在4年生、新5年生で継続して●●●小学校への就学を希望している案件です。この件について何かございませんでしょうか。

佐々倉委員 : 確認ですが、今後、中学校に入ることになると、どのように予定されているというのは聞かれていますか。

教育長 : 新5年生にもなりますし、中学校の進学も、●●を希望する可能性もあります。

西谷学校教育課長 : ただ、年齢を重ねると、もうちょっと外交的になるかも分かりませんので、あと1、2年ぐらいは様子を見たらどうかと思います。

教育長 : ●●ですので、通常であればスクールバスで通える、中学校であれば●●中学校になります。

佐々倉委員 : この前の協議の時にも話されていたみたいですが、中学校になったら、また1段階条件が変わってきますので、そうなった時に、どのぐらい考慮するか。支援学級でもないのであれば判断が難しくなります。

西谷学校教育課長 : 中学校になると環境も変わってきてますので、それは年齢に応じた判断をせざるを得ないかなと考えています。

浜田教育次長 : 以前にもお話をさせてもらったと思いますが、校区外就学については、保護者の意向を出来るだけ尊重したいという思いがあって、今の基準では明確に認められるような状況にはないと思います。近いうちに基準の見直しをして、保護者の意向に沿えるような形にしたいと思います。

教育長 : 他にございませんでしょうか。

議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●)、申請のとり許可してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●●)、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて
(申請者 ●● ●●)、説明する。)

教育長 : 継続して校区外就学申請という案件です。この件について何かございませんでしょうか。

横山委員 : 確認ですがこの方、書類ではいろいろ学年が定まってないみたいで、新5年生でいいのでしょうか。

小島学校教育係長 : 新5年生です。

教育長 : 新5年で間違いはないですね。申請書なり関係書類について、学年等のところ見ておいてください。

それでは、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●●)、承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●●)

●)、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて
(申請者 ●● ●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第5号について説明を申し上げました。この件について何かございませんでしょうか。

議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●●●)、申請
のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●●●)、
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて
(申請者 ●● ●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●●●)、継続の
申請案件です。この件について何か質疑等ありませんでしょうか。

質疑等ないようですので、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申
請者 ●● ●●●)、申請どおり承認をしてよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●●●)、
を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて
(申請者 ●● ●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第7号については、新中学1年生で、クラブ活動も含め●●中学校への就学を
希望している案件です。この件については、何かございませんでしょうか。

●●中学校が寂しくなりますね。こういう案件が、前回もありましたけども本人の
希望もあって、保護者からの申請という案件です。

議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●● ●●●)、申請の
とおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ● ●●●)、
事務局より説明をお願いします。

(事務局より、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて
(申請者 ● ●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第8号についても、先ほどと同じような新1年生のクラブ活動に伴う校区外就
学申請の案件です。この件について何かあれば、お願いをいたします。

教育長 : 休憩します。

(小休止)

佐々倉委員： バレー部が両方にある状態で、もちろんレベルの差はどうしようもないことだと思うんですが、●●を1校にした後の3校からの人数の移動というのがすごくシビアになってくる感じはします。難しくなってくるのは、ここでの判断と思うんです。どこまでは許して、どこまでは許さないのかというのが毎回、教育委員会で判断するとなると、さっきの中学生になったら友達などというのは、出来るだけという基準があれば、中学生になったら部活動と立地の条件があれば判断もしやすいし、向こうに行ってもいいらしいよなどの話も広まってしまうと、偏りが凄くなるんじゃないかなという気はします。それを毎回、ここで協議しないといけないというのは、かなり難しいです。

教育長： 特に、ここ何年か前から児童生徒数の減少で、クラブ活動の団体競技の存続が色々言われてきた中で、行ける子と、どうしても行けない子もいる。申請があれば、出来るだけ教育委員会としては、承認もしたいという思いはありますが、その狭間で色々課題が出てくる可能性もあります。特に小学校でしたら学級数の関係も出てきたことも以前もあったと思います。中学校になると、特にクラブ活動で1人抜けることによって、6人いれば出れるが、5人になってしまい出れないということがあります。

佐々倉委員： ●●中学校が成立しなくなるということがありますよね。

西谷学校教育課長： 厳しいですね。先ほど次長が言われたように、なるだけ保護者の意向を尊重してということで判断はされると思うんですが、そういった板挟みに、保護者、委員会としてどうなのかという板挟みにはなってこようかと思います。

佐々倉委員： 今はまだグレーな人数ですけども、これが本当に、あの子1人があっちに行ったので、こっちが回らなくなるという声が保護者から出てきた場合、どう判断するのかというのは、かなり難しいなと思います。

西谷学校教育課長： クラブ活動は複数校でもというのがありますが、普通の練習を一緒にメンバーでやらないと、なかなかチームワークも取りにくいので、今回みたいに一緒にずっとやってきたメンバーでやりたいという思いは強くなると思います。

横山委員： 心配するのは、前は経済的な理由で別の学校へというのを認めて、今回はジュニアということで市内というのはどこの市内ですか。

西谷学校教育課長： 高知市内です。

横山委員： 中村とかにも、ジュニアがあるので、中村市内とかいうことではないですか。列車で通学というのも、着いたら8時10分ぐらいですので、始業もぎりぎりぐらいで余裕がない。結構、●●のほうから通うというのは時間も凄く掛かるので、通学が長時間にもなるし、母親が●●●●●●●●ですか。異動のこともここへ書かれているけど、今回、どうなってるのか僕らも分からないんですが、通学とかが心配で、佐々倉委員も心配してるのは、自分もそこら辺も心配しています。

現役の時に、●●の子が、合併するので●●へ来てくれるみたいな、結構、バレーですごく上手な子がいたんですが、友達が●●中にいるので●●中へ行くということでした。そういうことがあって、自分も教育委員さんに文句を言ったことがあります。

そうやって簡単に決められると、今からこういうのが前例となってしまうと、子ども優先というのはもちろんあるんですが、その当時は、現役だったので、どうしてなんですかということを統合の関係があつて了承したみたいな話もされていました。

今から、●●中も生徒数も少なくなってきました。今、連合チームというものもあるんですが反対ではないけども、通学も時間がかかるので、そのあたりが心配で、佐々倉委員が言ったことも、考えていかないといけません。

浜田教育次長： 意向を尊重したいというところ、この取扱い、あくまでも申請に基づくものということなので、申請が出てきた時には、教育委員会としては一定、配慮する方向で検討が必要ということと、理由がその他の事情で出てくると、余計、そうなります。なかなか難しいところもあります。

横山委員： 子どもの成長を考えていかなければと思います。

林生涯学習課長： ●●といえば●●●に近いです。

佐々倉委員： ほぼ、●●●ですね。

教育長： バレー部で言えば●●中も人数が少ないので、休部状態になっています。

横山委員： ●●と連合ですよね。

教育長： ●●中はどうなのか分かりませんが、連合です。●●から●●までJRだと、もう少し時間帯はちょうどぐらいかなと思います。●●へ来るとなると8時10分になるので、ここから学園通り上がって行ったらぎりぎりですのでその辺も少し心配です。

佐々倉委員： 仮に、●●●●●とかに異動になられたらいいですけどが、●●●●●とかになると、●●から車でいかなければならないですね。

横山委員： 多分、希望を出されてるんですね。

林生涯学習課長： 希望だけ一応聞いていますが、結果はまた後です。

横山委員： お父さんは今、農業の手伝いと書いてますが、お父さんが送っていくとかいうような、あればいいのかもしれないですね。

林生涯学習課長： 祖母もまだ元気ですね。

佐々倉委員： そうですね。世帯に祖母は入ってないんですね。同居はされてませんね。

小島学校教育係長： 今、一時的に●●にいるということです。

教育長： 住所が変わることもあるということです。

小島学校教育係長： もともと●●の町営住宅にいて、所得の関係で町営住宅を出てくださいと言われて、住宅が無いので●●に取りあえず引越しをした。住宅を今探しているということです。感じです。

佐々倉委員： 出る前提なんですね。

小島学校教育係長： 取りあえず出ないといけないということで、住宅が無かったので、●●に行ったということです。

石崎委員： 指定校区外申請書というのは、希望された方は全部、教育委員会に申請書、そういうものを含めて出てきているわけですね。あらかじめ、これは申請出来ませんということはないんですね。

西谷学校教育課長： よっぽどのが無い限りないです。

教育長： 申請前に相談はありますか。学校に相談があって、申請書を出してという流れですか。

小島学校教育係長： 協議書のほうで、校長の判をもらうので、学校のほうの受け入れはそこで確認しています。

石崎委員： 校長が、申請が出来ませんという判断をするわけではない。

西谷学校教育課長： それはないと思います。

浜田教育次長： 事務局へ持ってきた時に、明らかに、これでは駄目だろうというのは受付をしないというところなんです。

石崎委員： そんなケースは、ありますか。

浜田教育次長： ないことはないです。

西谷学校教育課長： 書きぶりとかで判断しないとイケない時もありますので、あんまり、あっさり書いてあれば、これでは、理由にはならないということがあります。もう少し詳しく書いていただきたいことは担当から連絡することもあります。

教育長： 学校長が承認をしない案件というのは今までありますか。承認しない案件だと、そもそも申請として委員会に出てこないということですか。

西谷学校教育課長： そのようなケースは、あまりない。

坂本委員： 基準にある範囲内での申請ですのですね。

石崎委員： ここに出てきた以上は、その意見を尊重しながらの話し合いをここですというような形にはなります。

教育長： 今回の案件は、佐々倉委員も言っていた、●●からここまでなので、通学距離が長いです。ＪＲのことや送り迎えになるかも分かりませんが、●●からだ大変だなという思いはあるのはある。車で行っても５０分はかかるから１時間はかかる。朝、ゆっくり来ていたら、母は●●●●●●●●●●ですし、その辺は家族で対応していただけたらと思います。

議案第８号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ● ●●）、申請のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第９号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、事務局より説明をお願いします。

（事務局より、議案第９号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、説明する。）

教育長： 議案第９号について説明をさせていただきました。この件については質疑等ありませんでしょうか。

先ほどの承認第１号と関係するようになります。議案第９号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、議案第１０号から議案第１３号までの案件を議題といたします。いずれも指定校区外就学申請の取扱いについて、●●さんからの申請で、３名の児童生徒の分の案件です。議案第１０号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、議案第１１号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、議案第１２号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、議案第１３号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第１０号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、議案第１１号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、議案第１２号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●）、議案第１３号 区域外就学申請の取扱いに

ついて（申請者 ●● ●●）、説明する。）

教育長： 議案第10号から議案第13号の案件について一括してご説明を申し上げました。
この件について質疑等あれば、お願いをいたします。

佐々倉委員： これはさっきのものとは逆で、小学校3人分の基準は、留守家庭ではないんですか。

小島学校教育係長： 区域外通学なので、事由に留守家庭というのではないため、準ずる形で、その他の事情ということです。

西谷学校教育課長： これに留守家庭も含まれるということになってます。

小島学校教育係長： ですので、保護者の勤め先の証明とかは付けてもらっています。

浜田教育次長： 69ページに区域外の基準の表がありますが、校区外の留守家庭という基準がありますがこれにはないです。その要因も含めて、その他の事情で判断をするしかないというところなんです。

佐々倉委員： 分かりました。

教育長： ●●さんからの申請で、今も保育園、●●小学校、●●中学校へお子さん5人を通学させないといけません。

佐々倉委員： 3か所に送っているということですか。

教育長： 今、3か所ですね。来年から小学校と中学校、●●小と●●中だけでいいと思います。それでは、順番に行きたいと思います。

議案第10号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、申請のとおり承認をしてよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、議案第11号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、申請のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、議案第12号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●● 寿幸）、申請のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、議案第13号 区域外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、申請のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

（小休止）

教育長： それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

続いて、議案第14号 四万十町教職員住宅条例の改正について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第14号 四万十町教職員住宅条例の改正について、説明する。）

教育長： 議案第14号 四万十町教職員住宅条例の改正について説明をさせていただきますし

た。老朽化した5軒分になります、条例から除外をして、解体撤去したいという案件です。この件について何かございますでしょうか。明日からの議会で条例改正を提案する案件となっております。

議案第14号 四万十町教職員住宅条例の改正について、提案どおり承認可決していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第15号 四万十町教育委員会公印規則の改正について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、議案第15号 四万十町教育委員会公印規則の改正について、説明する。)

教育長 : 議案第15号について何か質疑等はありませんでしょうか。

議案第15号 四万十町教育委員会公印規則の改正について、提案どおり承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第16号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第16号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について、説明する。)

教育長 : 議案第16号について説明をさせていただきました。興津中学校の閉校、休校に伴う改正です。この件について何かございますでしょうか。

議案第16号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について、提案どおり承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第17号 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の改正について、を議題といたします。この件について事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第17号 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の改正について、説明する。)

教育長 : 教育委員会の補助金交付要綱の改正です。ご説明したとおりでございますが、質疑等あればお願いをいたします。

町全体の補助金の見直しもあつてますので、その点も踏まえ修正をさせていただいてます。115、116ページには具体的に補助率等もうたっておりますので、これも町全体の方針というところから変更させていただいてるものです。

小休にしたいと思います。

(小休止)

林生涯学習課長： 補助金等審査会がありまして、その中でいろいろ審査を受けたんですが、基本的に改正前の右のページに様々な対象事業というのを載せてはおりますけれども、補助率等とか、いろんな問題が明確に示されていないとかいうところもあって、もっと分かりやすくしたい、それから補助と、それから町の責任でやるべき事業は委託にしていくなど、そういう部分のさび分けをしました。

その中で一つ、見直しが図られたのが、青少年育成町民会議の補助金で、ほぼ100%出してやっていた部分を、今回は青少年育成事業として町が主体的にやっていくということにしました。補助金ではなく主体的にやっていくため育成町民会議をこの際、廃止して育成事業として教育委員会事業として行っていくということにしました。

そういうような形で様々なところを補助金ですっと続けていくのか、委託事業にしてやっていくのか、それとも、やめていくのかという部分を将来的なことも見越して今回、改めて見直しをしたということです。

それと、個々にいくと、全国大会等の参加支援事業とかいうのがあるんですが、それについてもざっくりとした規定でしたので、そこをもう少し細かく入れて、四国外でやる場合は1万5,000、四国大会だと1万2,000円というような形にする。

あと、今日の話し合いの中で四万十町を代表して、116ページの左欄の全国大会等参加支援事業の(4)、ですが、四万十町を代表して出場する大会で教育長が必要と認めるもの、1人につき5万円に上げております。それについては、四万十町を代表してということで高知縣市町村対抗駅伝などを想定して作っています。

一気に見直しを図ろうかというようなご意見もありましたけれども、ずっと四万十町を代表してやっているということも理解していただいて、こういう形にして来年度からやっていこうということにしております。

あと、特に四万十川桜マラソンについては規定もなかったもので、そういうところも含めて改正をしたということです。

補助率については、規定できるものについては2分の1、3分の2以内など、金額で指定するものとかいうものを入れました。ほぼ町丸抱えのような形のところもあるのですが、それについては、教育長が必要と認める額というような形で、団体の育成も含めてやっていくということで審査会でも理解をしていただいたところです。

教育長： 町全体の見直し、教育委員会も要綱での見直しで改正をするという案件です。何分の1以内というところは指定していますが、学校運営とかについては、教育長が必要と認める額というところにとどめてますので、影響が出るようなところは特段ないですね。

林生涯学習課長： 現実の決算書等も見ながら、何とか、これでやっていけるであろうのラインで補助率を決めさせていただきました。

教育長： 休憩前に引き続き会議を開きます。
この件について何かございませんでしょうか。

議案第17号 四万十町学校教育振興事業及び生涯学習事業補助金交付要綱の改正について、提案どおり承認可決していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第18号 令和2年度教育委員会関係3月補正予算案について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第18号 令和2年度教育委員会関係3月補正予算案について、説明する。)

教育長 : 学校、生涯と説明をさせていただきました。3月補正予算案、補正予算資料で非常に見にくいかもしれません。ほとんど実績見合い分で精査によって、教育費全体で3,455万6,000円減額というところとなっております。この補正予算案について何か質疑等あれば、お願いをいたします。

横山委員 : 27ページの14の工事請負費というのがあって、窪川中学校の防火扉300万ほど、減額になっていますが、大規模に、一部じゃなくて、ほとんどの扉を直すという意味で、今回は減額なんですか。

西谷学校教育課長 : 今回、令和2年度の工事費の入札減という形でやってます。令和3年度で残りの防火扉を発注しますので、その分は、来年度にやります。4基と5基で分けていたのではないかと思います。今年は、4基、防火扉を直しまして、その入札減です。令和3年度は、5基を直す形です。これで防火扉の修理は完成するという形になります。

教育長 : 他にございますでしょうか。議案第18号 令和2年度教育委員会関係の3月補正予算案について、提案のとおり承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第19号 令和3年度教育委員会関係当初予算案について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第19号 令和3年度教育委員会関係当初予算案について、説明する。)

教育長 : 説明を受けました。ここで休憩です。

(小休止)

教育長 : 予算書で今まで説明をさせていただきましたが、分かりづらいと思います。自分も思っています。多岐にわたるので、予算書は款、項、目、節、款で目的、総務費、議会費、教育費と目的になってますが、項、目の中にいろんな事業が交ざって分かりづらいと思います、非常に申し訳ないです。要は、これを補完する事業目的ごとの概要的なものが細かい節を見ても分かりづらいです。そういうものを教育委員会として内部で共有をしないといけないので、作ったほうが分かりやすいですし、これでいちいち説明受けても分かりづらいんじゃないかと思いますけど、どうでしょうか。

横山委員 : 前、コンパクトに特色みたいなのを書いた資料をいただいて説明受けたこともあるみたいで、その時は分かりやすいというか、新規事業や特色あるもの、特徴的なことを詳しく書いてくれたほうが分かりやすいかなと思います。

佐々倉委員 : 抜粋するのだけでもね。

教育長 : 本当は、来年度の教育委員会方針に基づいて概要もあって、それに基づいて、言われたように、特色や増減、法令、制度改正に伴うちょっとしたコメントもあって、事業別にあったほうがいいと思いますけども、大変申し訳ございませんが、それを作っていません。今後、3年度の当初予算についての概要的な資料を作るようにしますので、今回はこれで審議をいただきたいと思いますのでお願いします。

浜田教育次長： 査定後の予算要求書のほうが分かりやすい。

西谷学校教育課長： 主要な事業の概要みたいなのですか。

教育長： 入から説明しても、それは分かりません。出に付いてるものと、入が先に付いてるものがあるので分かりづらいと思います。大まかな増減で増えているのか、減ったのか。

林生涯学習課長： 予算概要というものは作っているの、それでお構いなければと思います。

教育長： 統一して。職員全員も知るためにも、それは必要だと思いますので検討させていただきたいと思います、

林生涯学習課長： 予算査定の際の資料として作っているの、予算査定後に置き換えて作れば、それほどの手間にならないと思います。

教育長： 手間にならないように、資料もあるし、会計年度任用職員がいっぱいいるけど、何人なのかとか、人数とかですね。

西谷学校教育課長： 一定の様式を作るか。

教育長： 一定の様式に入るように、査定後のやつを移動させるか、コピーできる位でいいのでね。

西谷学校教育課長： 考えさせてもらいたいです。

教育長： そういうことで協議をしていきます。また、よろしくお願いします。

佐々倉委員： 今、お話しいただいたことと重なるんですが、図書館の委託料1千何百万かというところは最初、アドバイザーの費用で室長レベルの方が来られて、プラス補助と思うと、ほぼほぼ人件費なのかなと思い、こっちに來られてなのかオンライン程度なのかにもよると思います。でも、そこにシンポジウムの委託もSTEAM教育の委託もということになってくると、逆に少ないのか多いのかさえも判断が難しくなります。ただ、文面だけで議会で取られると、なんで、こんなにアドバイザーにかかるのかみたいなことを言われかねないなと思ったりします。そういう意味でも、アドバイザー委託料という中に何を約束して欲しいというつもりなのかとかいう、事業の構成が多分あつての積算だと思うんですが、それが分かるといいですね。

林生涯学習課長： 議会で予算の説明会、本会議でも確実にこれは聞かれるであろうところで覚悟はしているところです。ただ、非常に分かりにくいというか、ノウハウを買うというところが大きいので、定価があるものではないというのが非常に悩ましいところではあります。

令和2年度についても1,300万ぐらいの予算を付けておりましたけれども、コロナ禍ですので、出来たものは出来た、出来ないものは出来ないで精査して計算しないといけないというところで、その作業も合わせてしているところです。

教育長： 文化的施設については、まだ、本体の実施設とか補償費とかは予算立てしていませんので、6月補正ぐらいを予定してます。

林生涯学習課長： 明日、全員協議会で説明するようになっていきます。

教育長： 休憩中です。他に何かありませんでしょうか。

佐々倉委員： 29ページのファミサポへの委託料が326万ということだったんですけども、個人的なことも含め、実績が気になっています。これは他のいろいろなものが重なつての費用かなとは思いますが、実績に応じてこっちから増減するみたいなやりとりもするべきなのかどうなのかも分からないんですが、片や、うり坊クラブとか、かなりコストがかかっているけど、片や、あまり実績が今の時点ではあるように見えないファミサポへの委託料とか、それぞれ適正なのかどうなのかっていうのも若干、気になるとこ

ろがありました。

林生涯学習課長： ファミリーサポートセンターについては、基本的に定額なので、356万掛ける、その金額を債務負担行為というやり方で3年間、今年、来年、再来年の3年で上限を決めていくような予算の組み方をしています。ファミリーサポートセンターの経理で主なところは、マッチングをしていくとか、センターを運営していく人の人件費であるとか事務所経費が主なところになっています。

今年度については、開設が7月15日で、後ろにこけてきてますので、満額の形にはなっておりません。そこについては、精査をしながらということになると思います。

来年度以降についても、356万がマックスぐらいの金額になるのかなというところ です。

うり坊クラブについては、どちらかというとファミサポというよりも保育所に近い というような形ですので、運営経費についても、もう少し大きな金額が要ったり、そ れから夏休みについては、毎日やったり、年間250日以上開けているような状況で す。もっとお金が要ってもおかしくないというところ です。指導員についても、もう 少し上げてもいいぐらいの補助の内容ですので、そこについては、保護者会が運営者 側になっておりますので無制限に上げるっていうことは出来ないと思いますけれども、 ある一定、待遇を良くして指導員などの人材を確保していくことがこれからの課題な のかなというところ です。

放課後子ども教室も同じような状況で、放課後子ども教室は、もっとボランティア 色が強いので金額は低いところにはなります。

教育長： 休憩中です。本当にいろいろ多岐にわたることで、限られた短い時間では到底無理 とは思います。

正常に戻したいと思います。

議案第19号 令和3年度教育委員会関係当初予算について、提案のとおり承認し ていただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、議案第20号 令和3年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱について、 を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局より、議案第20号 令和3年度四万十町立保育所等の 嘱託医等の委嘱について、説明する。)

教育長： 内科医、歯科医、薬剤師の委嘱の件でございます。この件について何かございませ うでしょうか。特にないですか。

全委員： はい。

教育長： それでは、議案第20号 令和3年度四万十町立保育所等の嘱託医等の委嘱につい て、を提案どおり承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第21号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定 について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第21号 四万十町教育委員会表彰規則に 基づく被表彰者の選定について、説明する。)

教育長： 今、説明がありました。前回、臨時教育委員会から保留にしていた案件です。
議案第21号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく地域表彰者の選定について、
は協議決定いただきました事由で決定してよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第22号 令和3年度教育委員会会計年度任用職員の任用について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第22号 令和3年度教育委員会会計年度任用職員の任用について、説明する。)

教育長： 令和3年度の会計年度任用職員の任用について、説明がありました。職種、配属先、任用期間、勤務形態、人数等をこの表でお示しをさせていただいて承認をいただくことで毎回、交替などがあるたびに議案として上げて協議をしていただいておりますが、必要な会計年度任用職員の方ですので、今回をもって令和3年度の任用について承認をいただきたいという思いです。この件について何かございますでしょうか。

横山委員： 129ページの教育支援センター指導員、保育士資格など書かれてますが、この資格を持ってる方が必要だということか、この人たちを採用してるんですか。資格が要るということですか。

浜田教育次長： 資格を条件にして募集をするということで、この3種類の資格を持ってる方全てを配属するということじゃなくて、必要ということで任用していきたいということです。

横山委員： 平成27年から教員資格というのが免許更新制になったので、自分の年からは免許更新制はなかったけども、自分よりか下の、今、65歳ぐらいの人から更新しないといけないので、もしかして必要なかったで流していたりする方が、出てくると思います。そういった時に採用が、教員の経験者とかであれば、緩やかにしていたら採用しやすいかなと思います。

坂本委員： 保育士もそうですね。

教育長： 免許の更新があるものがありますので、ここの採用募集にあたっては経験者ということですか。

浜田教育次長： 規則の中に、報酬額を決めるのに書き切っている部分があるので、その変更も合わせて検討させてください。

林生涯学習課長： 資格としてはあるけれど、更新をしていないだけっていう解釈になるかもしれないです。

教育長： 免許の資格はあるが、更新をしてないだけです。

横山委員： 教員だと仕事でなくなります。

西谷学校教育課長： 教員としては出来なくなります。

横山委員： 公立学校では出来ません。

教育長： 教員免許あり、保育士免許ありとなっています。

佐々倉委員： 取得者って書いたらいいということですか。

林生涯学習課長： 更新して資格があるというのか。免許保持者、保有者ではどうか。

教育長： 資格は持っているわけですね。

浜田教育次長： 失効はしないのですか。

教育長： 失効はしません。

林生涯学習課長： 町の場合、幼稚園教諭の場合は、幼稚園教諭免許持っていて、幼稚園へ配属されて更新をしなかったら流れます。教員の場合も同じだと思います。現場へ配属されて現場で更新をすれば引き続き出来ます。

佐々倉委員： 持ってるだけじゃ駄目ということですか。

林生涯学習課長： いる間に更新をしないと保育所へ移った場合、それは流れるということです。

佐々倉委員： 認められない。

教育長： そこは、教育支援センター指導員の備考欄、もう一度、整理はさせていただきます。学校現場、保育現場のように免許の更新が必要ということではないですので、要は免許があつて経験者を募集したいということですので整理をさせていただきます。

他、ございませんでしょうか。

議案第22号 令和3年度教育委員会会計年度任用職員の任用について、事務局提案のとおり承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、議案第23号の前に、議案第24号を先にしたいと思います。追加議案としてお手元にあります、議案第24号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第24号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について、説明する。)

教育長： 追加議案の議案第24号について説明をさせていただきました。教育委員会が協議会を置くように努めなければならないというところで、影野小学校、米奥小学校に、現在、学校運営協議会がございますので、この2校について設置をしようという議案でございます。このことについてご意見等ありましたら、お願いいたします。

参考資料にもありますように、昨年、教育委員会規則第10号のほうで設置に関する規則は制定をしたもので、それに基づいて令和3年4月1日から施行をされるものとして、2つの学校に運営協議会を設置するという内容でございます。

それでは、議案第24号 四万十町立学校における学校運営協議会の設置について、は提案どおり承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 報告事項に行きたいと思います。報告事項① 令和2年度高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果について、事務局の説明をお願いします。

(事務局より、報告事項① 令和2年度高知県体力・運動能力、生活実態等調査結果について、説明する。)

教育長： この件について、また詳しい内容等については教育委員会にお問い合わせいただけたらと思いますので、お願いをいたします。

続いて、報告事項② 四万十町立小中学校の学校歯科医及び学校薬剤師について、の報告をお願いいたします。

(事務局より、報告事項② 四万十町立小中学校の学校歯科医及び

学校薬剤師について、説明する。)

教育長 : 小中学校の校医、歯科医、薬剤師については、期間を定めず委嘱をしているところで以上のとおりでございます。

続いて、報告事項③ 校区外就学にかかる部活動状況報告について、報告をお願いいたします。

(事務局より、報告事項③ 校区外就学にかかる部活動状況報告について、説明する。)

教育長 : 校区外就学にかかる中学校の部活動状況報告について説明をさせていただきました。また、見ていただいて詳細なことについてはお問い合わせいただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で議案第23号以外の議案、報告事項を終了したいと思います。

議案第23号 令和3年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について、に移りたいと思いますので、東副課長、岡所長はすみませんが、退席をお願いいたしますとともに、そのまま終了させていただきますのでお願いします。

(岡教育研究所所長、東学校教育課副課長が退室)

教育長 : それでは、議案第23号 令和3年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員人事異動について、を議題といたします。この件について次長より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第23号 令和3年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員人事異動について、説明する。)

教育長 : 議案第23号の令和3年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員人事異動について、異動の案を提示させていただきました。承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

浜田教育次長 : 保育士の人事異動の内示は、19日午後、正規の職員については、町長部局のほうで調整中だと思います。22日午後を予定しておりますので、教育委員会については、午前中にさせていただきたいと思っていますところです。

教育長 : 以上で議案の全てを、協議を終わりたいと思います。

その他について、ないですか。議会の報告だけお願いします。

西谷学校教育課長 : 明日から議会が始まりまして、一般質問10人となっています。その半分が教育委員会に来ていまして、1人が水間議員から大正学校給食センター、教科担任制についてということをしていただけてます。田邊哲夫議員からは、大正学校給食センターの休止問題、岩井優之介議員からタブレット全生徒に貸与ということでGIGAスクールの関係です。吉村議員からは、学校図書室への消毒器の設置、教科担任制についてです。

村井議員からは、GIGAスクール構想についての問題、学校適正配置という2点が上がってきております。

林生涯学習課長 : 初めてですがありませんでした。

教育長：明日からの議会、一般質問は来週になりますけども特に学校教育には関心も持っていて、給食センター以外の部分でも関心を持っていただいておりますので対応させていただきたいと思います。

次回の教育委員会を3月22日月曜日9時からお願いをしたいと思います。そして、4月1日の午後に校長・教頭・主幹教諭合同会を予定しておりますので、例年どおり2時半ぐらいです。4月1日午後2時半ぐらいです。それと、4月9日は、前にも申し上げました、高岡地区市町村連合会総会になります。また、定例会を4月13日になるかと思います。また、予定をお願いいたします。

今日は盛りだくさんで運営上、戸惑ったところもあって長引いたことをおわび申し上げます。以上をもちまして、本日の日程を終了させていただきます。

(閉会)

3月の臨時委員会予定	令和3年3月22日(月)
4月の定例委員会予定	令和3年4月13日(火)

教育長：_____

署名人：_____